



高齢者世帯など



# 家具転倒防止器具

取付費用を助成します

高齢者世帯などの地震災害の備えとして、寝室・居室等の家具に転倒防止器具（L字型金具等）を取り付けるための費用を一部助成します。



## 対象世帯

- ① 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ② 障がいがある方のみの世帯

※上記世帯の同居者が18歳以下の場合を対象となります。

※②については、障がいサービス課障がい相談係までお問い合わせ下さい。

## 助成できる費用の限度額

|         |   |                 |
|---------|---|-----------------|
| 【調査費用】  | } | 【合計】            |
| 7,000 円 |   |                 |
| 【工事費用等】 |   |                 |
| 6,500 円 |   | <u>13,500 円</u> |

※限度額を超えた分は自己負担となります。

## 注 意 事 項

- ① 必ず事前に申請が必要です。

※既に取り付けられた器具、工事代等は助成の対象になりません。

- ② ご自分で用意した器具は取付できません。

- ③ テレビや冷蔵庫などの電化製品に器具を取り付けることはできません。

- ④ 壁や家具に直接穴をあけ、L字型金具等を取り付けます。住居が借家の場合は家屋所有者の承諾書が必要となります。

## 取付までの流れ

### 1 申請手続き



「高齢者世帯等家具転倒防止器具取付費用助成申請書」を相談・申請窓口（下記）に提出して下さい。  
住居が借家の場合は、申請書と家屋所有者の「承諾書」が必要となります。

### 2 調査



家具の状況等を確認するため、区の指定事業者が、日程を調整してご自宅に訪問します。  
調査時に、工事費用の見積額および工事の説明を受けていただき「家具転倒防止調査終了報告書」に申請者氏名を記入して下さい。  
※見積内容が希望に沿わない場合、取付工事は行わず調査のみで終了となります。調査は一度のみです。

### 3 取付・工事



区が調査報告を受け、内容を審査し「決定通知書」及び「助成券・履行確認書」をご自宅へ送付します。  
事業者が工事の日程を調整し、訪問します。工事完了後、自己負担額がある場合は、指定事業者に支払います。

## 取付工事費用の例

※器具の数量等により自己負担額が変わります。

※取付を希望する家具の種類や壁等の状況により、固定に最適な器具が異なります。器具の種類や数量によって器具・取付工事費用が異なりますのでご了承下さい。

<例> 寝室の書棚2台を、それぞれL字型金具2個で固定する場合  
調査費用 7,000 円 + L 字型金具（4 個）1,000 円 + 工事費用 6,500 円  
+ その他諸経費 1,500 円 = 16,000 円（自己負担 2,500 円）

### 区ホームページ



【高齢者のみの世帯】



【障がいがある方のみの世帯】

## 申請窓口

※ご相談は長寿社会推進課高齢者相談係で受け付けています。

| 窓口名称                              | 所在地                           | 電話番号         |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------|
| 長寿社会推進課 高齢者相談係                    | 板橋 2-66-1<br>区役所北館 2 階 15 番窓口 | 03-3579-2464 |
| おとしより保健福祉センター                     | 前野町 4-16-1                    | 03-5970-1119 |
| おとしより相談センター（区内 19 か所）             | 区ホームページ等でご確認ください。             |              |
| 【障がいがある方のみの世帯】<br>障がいサービス課 障がい相談係 | 板橋 2-66-1<br>区役所北館 2 階 11 番窓口 | 03-3579-2362 |